

訂正表

該当条文	訂正前	訂正後
<p>【法定検査】 <u>第 23 条の 2 (1)</u> <u>及び同条 (2)</u> <u>いずれも後段の</u> <u>括弧書き</u></p>	<p>発注者に対し、検査（発注者が<u>本項</u> <u>の業務</u>を監理者に委託した場合は、 <u>監理者</u>）を求める。</p>	<p>発注者に対し、検査（発注者が<u>立会</u> <u>いを監理者に委託した場合は、監理</u> <u>者立会いのもとに行う検査</u>）を求め る。</p>
<p>【契約不適合責任 期間等】 <u>第 27 条の 2 (3)</u></p>	<p><u>発注者</u>の契約不適合責任を問う意 思を明確に告げることで行う。</p>	<p><u>受注者</u>の契約不適合責任を問う意 思を明確に告げることで行う。</p>
<p>【契約不適合責任 期間等】 <u>第 27 条の 2 (9)</u></p>	<p>…第 5 条に定める部分の瑕疵（構造 耐力又は雨水の浸入に影響のない ものを除く。）について請求等を行 うことのできる期間は、<u>10 年</u>とす る。</p>	<p>…第 5 条に定める部分の瑕疵（構造 耐力又は雨水の浸入に影響のない ものを除く。）について請求等を行 うことのできる期間は、<u>第 25 条又</u> <u>は第 26 条の引渡しを受けた日から</u> <u>10 年</u>とする。</p>
<p>【発注者の損害賠 償請求】 <u>第 30 条 (2)</u></p>	<p>本条 (1) a の場合においては、こ の契約に別段の定めのないときは、 <u>発注者は、受注者に対し、遅滞日数</u> <u>に応じて、請負代金額に対し年 10 パ</u> <u>ーセントの割合で計算した額の違</u> <u>約金（損害賠償額の予定。以下同</u> <u>じ。）を請求することができるもの</u> <u>とする。ただし、工期内に、第 25 条</u> <u>による部分引渡しのあったときは、</u> <u>請負代金額から部分引渡しを受け</u> <u>た部分に相応する請負代金額を控</u> <u>除した額について違約金を算出す</u> <u>る。</u></p>	<p>本条 (1) a に該当し、<u>発注者が受</u> <u>注者に対し損害の賠償を請求する</u> <u>場合の違約金（損害賠償額の予定。</u> <u>以下「違約金」については同じ。）は</u> <u>、この契約に別段の定めのないとき</u> <u>は、遅滞日数に応じて、請負代金額</u> <u>に対し年 10 パーセントの割合で計</u> <u>算した額とする。ただし、工期内に、</u> <u>第 25 条による部分引渡しのあった</u> <u>ときは、請負代金額から部分引渡し</u> <u>を受けた部分に相応する請負代金</u> <u>額を控除した額について違約金を</u> <u>算出する。</u></p>